

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	人事課

契約業者名・住所	富士通 J a p a n株式会社 東日本公共ビジネス統括部（千葉）・千葉県千葉市中央区新町3番地13号
工事等の名称	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律への対応(2026年度)業務委託
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種別	情報処理－システム開発
工事等期間	令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
契約金額	6,737,280円
工事等の概要	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律を踏まえ、各医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることができるよう対応するため、人事給与システム全般のシステム改修を行う。
随意契約の理由	<p>人事給与システム 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律への対応(2026年度)業務委託事業者の選定にあたっては、法律の改正に伴い、期末勤勉手当計算、共済費定時決定、改定差額計算など、広範囲にわたるシステム改修が必要と見込まれることから、松戸市の人事給与システム及び構成を熟知していることや、障害発生時に、端末・ネットワーク・パッケージソフト・ハード原因の特定が迅速にできることが必要となる。</p> <p>富士通 J a p a n株式会社にあつては、前条件をクリアするとともに、人事給与システムの導入及び保守事業者であり、環境・設定作業等を熟知しているため、最も適切な事業者であるといえる。</p> <p>従って、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定を適用し、富士通 J a p a n株式会社を相手方として随意契約とすることが妥当であると思料する。</p>